

重要事項説明書

(指定居宅サービス利用契約)

2025年8月21日改定版

利用者の方に対する指定居宅サービス提供開始にあたり、介護保険法関係法令に基づいて、当事業者が利用者の方に説明すべき事項は次の通りです。

1. 事業者（本社）の概要

名称・法人種別	有限会社クラリネット
代表者名	代表取締役 絹野和代
法人登記簿記載所在地	三田市富士が丘6丁目11番地3
法人設立年月日	平成17年9月17日
電話番号	
FAX番号	
提供するサービス	訪問看護

2. 事業所の概要

事業所の名称	ふじ訪問看護ステーション
事業所の所在地	三田市三輪4丁目2番32号 本田ビル301
サービスの種類	訪問看護
指定事業所番号	2861290068号
管理者の氏名（所長）	絹野和代
電話番号	079-553-8586
FAX番号	079-553-□□□□
所長携帯電話	090-228□-□□□□
事業所開設年月日	平成18年2月1日

3. サービスを提供する地域

三田市全域・神戸市北区（三田市近辺）・三木市吉川町・宝塚市の一部（西谷地区）篠山市今田町

上記のサービス提供地域内では、交通費はサービス利用料に含まれています。但し、サービス提供地域外での訪問については、自動車を使用した場合の交通費は、以下の金額が掛かります。

- ア 事業所から片道10キロメートル未満 120円
- イ 事業所から片道10キロメートル以上20キロメートル未満 240円
- ウ 事業所から片道20キロメートル以上、5キロメートルを超えるごとにイの金額に120円を加算する。

4. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものである。

(2) 運営方針

利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

また事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

5. 事業所の職員体制 (2025.8.21 現在)

	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	看護師	1名		1名	訪問看護・管理
訪問看護師	看護師	9名	3名	12名	訪問看護
訪問准看護師	准看護師				訪問看護
事務員等		3名		3名	介護給付請求・総務等
その他の サービス 職員	理学療法士		5名	5名	リハビリ
	作業療法士		1名	1名	リハビリ
	言語聴覚士				リハビリ
合計		13名	9名	22名	

上記の職員の内、事務員3名内2名、理学療法士5名の内4名が男性で、のこりの職員は、全員女性です。

6. サービス提供の通常時間帯

営業日	営業時間帯
平日	9:00～17:30
土曜日	9:00～17:30
営業しない日	日曜日・12月30日～1月3日

但し、緊急時は、随時訪問いたします。

7. サービスの内容

	サービス内容
健康相談	<ul style="list-style-type: none">健康のチェックと助言症状の観察
日常生活の看護	<ul style="list-style-type: none">清潔の介助（清拭、洗髪、入浴等）食事、排泄の介助床ずれの予防療養環境の整備

医師の指示による医療行為	<ul style="list-style-type: none"> 床ずれ創部の処置 留置カテーテルなどの管理 医師の指示による処置、検査
在宅リハビリテーション看護	<ul style="list-style-type: none"> 体位変換、関節などの運動 日常生活、動作の訓練（食事、排泄、入浴、歩行等） 日常生活用具の利用相談（ベッド、ポータブルトイレ、車椅子等）
認知症の看護	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の介護と相談 生活リズムの取り方、日常生活自立の支援 悪化、事故防止の介護指導
介護者の相談	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる症状、介護、日常生活に関する相談 精神的支援

8. 利用者負担金

(1) 利用者負担金

介護保険の適用がある場合は、料金表のサービス費の1割から3割が利用者負担金となります。（所得に応じて）

但し、利用者が法定代理受領サービスを利用できないことにより償還払いとなる場合には、いったん、利用料を全額自己負担しなければなりません。この場合はサービス提供証明書を発行いたします。また介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。

提供するサービスの料金及び利用料について

【基本利用料】 例として1割負担の方（2024年6月1日改定）

	区分	単位	1回のサービス料金	1回の自己負担額
訪問看護 (都市部加算 1単位 10.70円) サービス提供体制 強化加算含む	20分未満	320	3424円	342円
	30分未満	477	5103円	511円
	30分から 1時間未満	829	8870円	887円
	1時間から 1時間30分未満	1134	12133円	1214円
	訪問看護 (リハビリ)	40分2単位 60分3単位	600 813	6420円 8699円

※ 下記の状況での訪問看護には加算があります。（特別管理加算・ターミナルケア加算を算定している利用者の場合）

① 夜間（18：00～22：00）・早朝（6：00～8：00）の対応 25%増し

② 深夜（22：00～翌6：00）の対応 50%増し

① ②は下記の緊急時訪問看護利用契約時は、2回目からの対応に加算されます。

【サービス提供体制強化加算Ⅰ】

当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上である。 訪問1回につき6単位加算 自己負担額（7円）

【指導管理料】

- ・ 緊急時訪問管理加算（Ⅰ） 600単位 自己負担額 642円（月1回）
- ※ 緊急時訪問看護利用契約者のみ算定
- ・ 特別管理加算（Ⅰ） 500単位 自己負担額 535円（月1回）
- ※ 特別な管理を必要とする利用者（下記）にのみ算定・・・対象状態を○で囲む
〔在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ、留置カテーテル使用者〕
- ・ 特別管理加算（Ⅱ） 250単位 自己負担額 268円（月1回）
- ※ 特別な管理を必要とする利用者（下記）にのみ算定・・・対象状態を○で囲む
〔自己腹膜灌流、血液透析、在宅酸素、中心静脈栄養、経管栄養、自己導尿
自己疼痛管理、肺高血圧疾患、人工肛門・膀胱造設者、真皮を越える褥創
点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態〕
- ・ ターミナルケア加算 2,500単位 自己負担額 2675円
死亡時の訪問看護利用の場合に算定

【初回加算】

利用者が過去2月間において、当該訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護を含む）の提供を受けていない場合であって、新規に訪問看護計画を作成した場合に算定する。

- ・ 初回の訪問看護を行った月に算定する。 300単位 自己負担額 321円

【退所時共同指導加算・初回加算】

病院、診療所又は、介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合、2回）に限り算定できる。 600単位 自己負担額 642円

【長時間訪問看護加算】

指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（厚生労働大臣が定める状態※にあるものに限る）に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後に引き続き指定訪問看護を行う場合であって、当該指定訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となるときは、1回につき300単位を所定単位数に加算する。 300単位 自己負担額 321円

【複数名訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ】

同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して指定訪問看護を行った時は、1回につきそれぞれの単位数を所定単位数に加算する。

（一） 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

（二） 暴行行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

（三） その他利用者の状況等から判断して、（一）又は、（二）に準ずると認められる場合

利用者又は、その家族等の同意を得ている場合であって上記いずれかに準ずる場合

- 2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合 複数名訪問看護加算（Ⅰ）
- 30分未満の場合：254単位 自己負担額 272円
- 30分以上の場合：402単位 自己負担額 431円

- 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合 複数名訪問看護加算（Ⅱ）
- 30分未満の場合：201単位 自己負担額 215円
- 30分以上の場合：317単位 自己負担額 340円

（2）介護保険給付外サービス

- ・ 支給限度額を超えた利用・・・サービス料金相当額
- ・ 居宅サービスにおいて行う物品提供料・・・実費
- ・ サービス提供地域外での訪問に係る交通費・・・3のサービス提供地域欄参照
- ・ 死後処置・・・15500円（清拭セット費含む）

（3）利用者負担金のお支払方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者に請求し、利用者は翌月末日までに次のいずれかの方法により支払います。

- 現金支払
- 金融機関振込 ※振込手数料は、利用者の負担となります。

銀行

銀行名・支店名	三井住友銀行 三田支店
口座番号	(普通) 422□□□□
口座名義人	有限会社クラリネット

郵便局

郵便貯金 ぱ・る・る	
記号	14320
番号	841□□□□□
口座名義	ユウゲンカイシャクラリネット

（4）領収書の発行

事業者は、利用者から利用者負担金の支払を受けたときは、領収書を発行します。

（5）その他

サービスの実施に必要な利用者宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。

9. キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合、次のキャンセル料をいただきます。

但し、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用者の2日前までにご連絡の場合	無 料
利用日の前日までにご連絡の場合	利用者負担金の50%
利用日の当日のご連絡の場合	利用者負担額の100%

キャンセルが必要となったときは至急ご連絡ください。

連 絡 先	079-553-8586
F A X	079-553-□□□□

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に様態の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、ご家族、介護支援事業者などへ連絡をします。

主治医	氏 名	
	電 話	
	住 所	
ご家族	氏 名	
	電 話	
	住 所	

11. 相談窓口・苦情相談

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

【事業者の窓口】 当事業所 ご利用相談室	窓口担当者	サービス担当責任者
	ご利用時間	午前9時～午後5時30分（月～土曜日）
	ご利用方法	電 話 079-553-8586
		F A X 079-553-□□□□
	相談	事前にご連絡ください

【市町村の窓口】 介護保険課	所在地	三田市三輪2丁目1番1号
	電話番号	079-559-5078
	F A X	079-563-1447
	対応時間	午前9時～午後5時

【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	神戸市中央区三宮町1-9-1-1801
	電話番号	078-332-5617
	F A X	078-332-5650
	対応時間	午前9時～午後5時

1 2. 損害賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責任によって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その責任の範囲において利用者に対してその損害を賠償します。

【契約保険会社 東京海上日動火災保険株式会社】

(対人 1 事故 1 億円 ・ 対物 1 事故 1 千万円)

1 3. 担当者の変更

担当者の変更について希望される場合は、管理者が相談窓口となり誠意をもって対応するものとする。但し、すべて希望が適うわけではありません。

1 4. 秘密の保持

利用者の秘密保持について、介護保険法等の規定に基づき、正当な理由なく知りえた情報を他者に漏らしません。

但し、サービス担当者会議等において利用者・家族の個人情報を用いる必要がある場合、利用者もしくは家族からの同意書を得てから用いることとします。その同意書の有効期限については、契約期間と同じとします。(注)

個人情報の使用に関して、同意書が得られない場合、サービス調整ができず一体的なサービス提供ができなくなります。

令和 6 年 12 月 2 日から紙・プラスチックの保険証が発行されなくなりました。マイナ保険証か資格確認証で保険情報を取得するようになりました。オンラインで資格確認をする際、利用者の同意があると入力しなければ保険証等の情報が入手できません。よって以下の記載の通り同意を得られたものみなします。

(注) 契約を交わした場合は同意をえられたものとみなし契約書を同意書として援用させていただきます。

1 5. 記録の保管

サービス提供の記録について、サービス提供終了後 5 年の期間を定めて保管し、記録の閲覧及び写しを（コピー代の実費必要）本人及び家族に限り希望があれば交付いたします。

1 6. サービス提供計画等

サービス計画について、利用者又はご家族に対して説明のうえ、利用者の同意を得て作成し、その計画を利用者に交付し、その計画に基づいてサービスを提供します。

1 7. 身分証明書の携行（名刺を含む）

サービス提供担当者等は身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた時は提示を行います。

1 8. 契約の解約・終了

利用者からの解約は、1週間前に通知（文書・電話）すれば自由に解約できます。
この場合には、解約料は徴収いたしません。

事業者からの解約は、やむをえない場合、1ヶ月以上の期間を置き、通知するものとします。このやむをえない理由とは、以下の場合を言う。

- ・ 事業の廃止や縮小の場合
- ・ 利用者が故意に不実を告げたり、病状等を故意に告げなかったりしたために、介護方法を大きく変更しなければならなくなる等、円滑にサービスを提供できなくなった場合
- ・ 利用料金を滞納する等、契約を継続できないほどの行為を行い、事業者からの申し入れにもかかわらず改善されない場合

19. 訪問看護ステーションからの理学療法士等の訪問について

訪問看護ステーションからの理学療法士、作業療法士又は、言語聴覚士（以下、理学療法士等という。）による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけであります。

令和 年 月 日 午前・午後 時 分

訪問看護サービスの開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

[事業者]

所在地 三田市三輪4丁目2-32本田ビル301

事業者名 有限会社クラリネット

代表者名 代表取締役 絹野和代 印

[説明者]

事業所名 ふじ 訪問看護ステーション

氏名 絹野和代 印

私は、本書面により、事業者から訪問看護サービスについて重要事項説明を受けました。

[利用者]

住所 _____

氏名 _____

[利用者代理人（選任した場合）]

住所 _____

氏名 _____